素材	白銅及び銅
品位	千分中銅八百七十五、ニッケル百二十五
量目	四・八グラム
形式	  // 直径　二十二・六ミリメートル

別表第一に次の一号を加える。

四十九　一万円の貨幣のうち平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行するもの

素材	金
品位	純金
量目	十五・六グラム
形式	  // 直径　二十六ミリメートル

別表第三第二十八号中「十万枚」を「三十万枚」に改め、同表に次の一号を加える。

四十二　平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣　四万枚

別表第四中「販売価格」を「価額」に改め、同表第一号中「七千五百六十円」を「七千円」に改め、同表第五号中「別表第一第十四号」を「別表第一第十五号」に改め、同表第三十二号中「九千円」を「八千三百三十四円」に改め、同号を同表第三十三号とし、同表第三十一号を同表第三十二号とし、同表第三十号中「九千五百円」を「八千七百九十七円」に改め、同号を同表第三十一号とし、同表第二十九号の次に次の一号を加える。

三十　平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会を記念するため発行する一万円の記念貨幣であつて、その素材に金を含むもののうちその製造に要する費用が一万円を超え、かつ、特殊な技術を用いて製造し表面に光沢を持たせたもので、一枚を容器に入れたもの	十一万千百十二円

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令の一部改正）

2　皇太子徳仁親王の婚姻を記念するための五万円の貨幣の形式等に関する政令（平成五年政令第百六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中「別表第一第十二号及び第四十号」を「別表第一第十三号及び第四十一号」に改める。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三